

## 介護人材確保支援策について

介護保険事業所における人材の確保と職員の資質の向上を図るため、以下の介護人材確保支援策を実施しております。

### 1. 介護に関する入門的研修

介護未経験者に対する研修を開催し、介護に関する知識・技術の向上を図るとともに、市内介護事業所への就職支援を行っています。

### 2. 介護職員資格取得等支援助成金

市内に所在する介護保険事業所で働く介護職員の資格取得に対する費用を助成しています。

今年度の助成対象者は、以下の要件をすべて満たす方になります。

(1)介護福祉士・・・第38回介護福祉士国家試験の合格者であること。

主任介護支援専門員・・・令和7年度主任介護支援専門員研修または令和7年度主任介護支援専門員更新研修を修了していること。

(2)申請日時点で市内介護保険法の指定を受けた事業所に勤務していること。(※住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象外。併設の指定を受けた事業所に所属であれば対象。)

(3)申請日時点で(2)の事業所または(2)を運営する法人の他事業所で3ヶ月以上継続して勤務していること。

(4)受験料(受講料)を事業者が負担していること。(事業者が申請する場合のみ。)

※予算がなくなり次第受付終了となります。必要書類を揃えた上での受付先着順となります。

受付開始等、詳細につきましては、川口市ホームページをご確認ください。

#### 【参考】

川口市ホームページ→組織から探す→福祉部→介護保険課→介護保険事業者向け情報→介護保険事業者向け情報(事業所運営関連)→介護人材の確保・定着(事業者向け)

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushounneikanren/kaigojinzainokakuho-teityaku/index.html>